## 著 作 権 法 $\mathcal{O}$ 部 を改正 一する法 は律案に 対 す る 附 帯 決 議

平成二十四年六月二十日

参議院文教科学委員会

政 府 及 び 関 係 者 は、 本 法 0 施 行 に 当 た り、 次 0) 事 項 に つ ١ ر て 特 段 0) 配 慮 を すべ き で あ る。

障 害 者  $\mathcal{O}$ 情 報 ア ク セ ス を 保 障 L 情 報 格 差 を是 正 す る 観 点 か ら、 録 音 义 書 等  $\mathcal{O}$ 作 成 を 行 うボ ランテ イ ア

活 動 が  $\sum_{}$ れ ま で に 果 た し て き た 役 割 に 鑑 み、 ボ ランテ イ ア 寸 体 が 法 人 格  $\mathcal{O}$ 有 無 に か か わ 5 ず 円 滑 に そ  $\mathcal{O}$ 活

動に取り組めるよう努めること。

視 覚 障 害 者 等  $\sim$  $\mathcal{O}$ 情 報 提 供 0) 充 実 に 資する ため、 作 成 Ź れ た 録 音 义 書 等 が 有 効 活 用 できるよう、 視 覚

障

害 者 等  $\mathcal{O}$ た 8 に 情 報 を 提 供 す る事 業を行 う 者 0 ネ ツ  $\vdash$ ワ ク 0 構 築 に 努 め ること。

違 法 な 1 ン タ ] ネ ツ  $\vdash$ 配 信 等 に ょ る音 楽 • 映 像 を 違法 لح 知 り なが 5 録 音 • 録 画 すること 0) 防 止  $\mathcal{O}$ 重 要 性

に 対 す る 理 解 を 深 め る た 8 0) 啓 発 等 0 措 置 を 講 ず る に 当たって、 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は、 有 償 著 作 物 等 を

公 衆に 提 供 又 は 提 示 する事 業 者と 連 携 協 力 を図 り、 ょ り 効 果 的 な方 法 に ょ ŋ 啓 発 等 を 進 めること。

匹、 有 償 著作 物 等 を公衆に提供 し、 又は提示する事業者 は、 イ ンター ネ ツ ト利用 者が違る 法なイ ンターネ ツト

配 信 等 カン 5 音 楽 • 眏 像 を 違 法 と 知 ŋ な が 5 録 音 • 録 画 す ることを 防 止 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 を講 ず るように 努 8

ること。

五. 著 作 権 法  $\mathcal{O}$ 運 用 に 当 た 0 て は 犯 罪 構 成 要 件 に 該 当 L な 1 者 が 不 当 な 不 利 益 を被 5 な 11 ように すること

が 肝 要 で あ り、 と ŋ わ け 第 百 + 九 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 渾 用 に 当 た 0 て は 警 察  $\mathcal{O}$ 捜 査 権  $\mathcal{O}$ 濫 用 B 1 ン タ ネ

ツ 1 を 利 用 L た 行 為  $\mathcal{O}$ 不 当 な 制 限 12 0 な が 5 な 11 ょ う 配 慮 す ること。

六、

付

随

対

象

著

作

物

 $\mathcal{O}$ 

利

用

に

係

る

規

定

で

あ

る

第

三十

条

 $\mathcal{O}$ 

検

討

 $\mathcal{O}$ 

過

程

に

お

け

る

利

用

に

係

る

規

定

で

あ

る

第

+ 条  $\mathcal{O}$ 三、 技 術  $\mathcal{O}$ 開 発 又 は 実 用 化  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 試 験  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 利 用 に 係 る 規 定 で あ る 第 三 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 及

び 情 報 通 信 技 術 を 利 用 L た 情 報 提 供  $\mathcal{O}$ 準 備 に 必 要 な 情 報 処 理  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 利 用 に 係 る 規 定 で あ る 第 兀 + 七 条  $\mathcal{O}$ 

九 に 0 1 7 は 関 係 者 か 5 そ  $\mathcal{O}$ 具 体 的 な 内 容 が 条 文 か 5 だ け で は 分 か ŋ に < 1 لح  $\mathcal{O}$ 意 見 等 が あ る こと を 踏

ま え、 ک れ 5  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 対 象 لح な る 具 体 的 な 行 為  $\mathcal{O}$ 内 容 を 明 示 す る など、 そ  $\mathcal{O}$ 趣 旨 及 び 内 容  $\mathcal{O}$ 周 知 を 図 る

ح .

七、 玉 <u>\frac{1}{12}</u> 玉 会図 書 館 に ょ る 义 書館 資 料  $\mathcal{O}$ 自 動 公 元衆 送 信 等 に 係 る 規 定  $\mathcal{O}$ 運 用 に 当 た 0 て は 出 版 市 場 とり わ

け 今後  $\mathcal{O}$ 発 展 が 期 待 され て 1 る電 子書 籍 市 場 等 に 不 当な影 響 を与 え な *\* \ よう留 意すること。

八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴 V , 情報化が急速 に進展する中、 著作 権に関する知 識が多くの

国民にとって必要不可 欠  $\mathcal{O}$ b のに なっていることに鑑み、 学校等に おける著作権教育  $\mathcal{O}$ 充実や国民

に対す

右決議する。

る普及啓発活動に努めること。